

2026年8月5日

立憲民主党 常任幹事会

(第158回)

1. 幹事長挨拶

2. 報告・承認事項

<幹事長>

- 全国ブロック別意見交換会・各種開催日程について
- 3党組織課題協議会について
- 令和 8 年熊本地震対策本部の設置について
- 「令和 8 年熊本地震」に関する申し入れ
- 令和 8 年熊本地震 3 党合同対策本部 役員構成
- 「「令和 8 年熊本地震」被災者支援の募金活動 ご協力をお願い」
- 「立憲民主党青年局「短期インターンシップ」企画(案)」

<選挙対策委員長>

- 一般市区町村の中間選挙結果及び、中間選挙と統一地方自治体選挙に向けた候補者の公認・推薦報告について

<参考・書面報告>

<政務調査会長>

- 「三党合同政調審議会報告」
- 「221 特別国会における立憲民主党の内閣提出法案等への賛否結果、提出議員立法の結果について」

<国会対策委員長>

- 国会対応等について

<組織委員長>

- 衆議院小選挙区暫定総支部の設立について(承認)
- 地方自治体議員の離党について(報告)

<広報委員長>

<企業・団体交流委員長>

3. 協議・議決事項

- 2027 年統一地方自治体選挙に向けた候補者の公認・推薦について
- 2027 年統一地方自治体選挙における候補者の推薦取消について

4. その他

※ 次回開催予定 8月 19日(水)

2026 年 7 月 28 日

立憲民主党 令和 8 年熊本地震対策本部の設置について

立憲民主党 幹事長
田名部 匡代

2026 年 7 月 28 日に発生した熊本県熊本地方を震源とする大地震による被害に対応するため、立憲民主党は 28 日 18 時 00 分に「熊本県熊本地方を震源とする地震・津波注意報に関する対策室」を設置した。これを「令和 8 年熊本地震対策本部」と 20:30 に改称した上で、その構成を以下の通りとする。

今後、関係都道府県連、総支部等と連携し、被害対応、復旧への取り組み等を行っていく。

【令和 8 年熊本地震対策本部 構成（案）】

本部長	田名部匡代	幹事長
本部長代理	森本真治	選挙対策委員長兼組織委員長
	徳永工リ	政務調査会長
副本部長	鬼木誠	参議院議員（福岡県連）
	古賀之士	参議院議員（福岡県連）
	山内佳奈子	参議院議員（宮崎県連）
	村田享子	参議院議員（鹿児島県連）
	吉田忠智	参議院議員（大分県連）
事務局長	小沢雅仁	災害・緊急事態局長（参災害対策特筆頭理事）
事務局次長	杉尾秀哉	内閣部会長（参内閣委筆頭理事）

2026 年 7 月 29 日

内閣総理大臣
高市 早苗 様

「令和 8 年熊本地震」に関する申し入れ

中道改革連合 令和 8 年熊本地震対策本部
立憲民主党 令和 8 年熊本地震対策本部
公明党 令和 8 年熊本地震災害対策本部

7 月 28 日午後 4 時 27 分ごろに発生した令和 8 年熊本地震では、熊本県宇城市と氷川町で最大震度 7 を観測するなど激しい揺れに襲われ、これにより建物倒壊、火災などに加え大規模ショッピングセンターの爆発などにより多くの被災者が発生している。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げるとともに、全力を挙げて救助活動、被災者支援活動を支えていく。

中道改革連合、立憲民主党、公明党は三党合同で地震対策本部を設置し、現地の状況を把握している県連、総支部、党所属議員などから情報収集を行った上で、現時点で必要な支援について以下の通り集約したので、政府におかれてはこれを参考に被災地支援に全力を挙げていただきたい。

記

○人命救助、行方不明者等の搜索、負傷者の介助を最優先とし、全力を挙げることに。

○九州地方は猛暑に襲われていることから、被災者の支援、避難所における猛暑対策、夜間等の安全確保など防犯対策に万全を期すこと。食料や飲み水の確保とともに、移動式トイレなど生活に不可欠な物資のプッシュ型支援を迅速に進めること。かつ、避難所のみならず車中泊や在宅避難を余儀なくされている避難者の災害関連死を防ぐ取り組みを講ずること。

○猛暑対策としてのクーラーの使用は不可欠であることを踏まえ、避難所はもとより医療機関、高齢者施設、福祉施設、子ども関連の施設、在宅で生命維持装置を使用する方々、畜産・養殖業者などが電源を確保できるよう、電源車等を確保すること。また移動式クーラー、大型扇風機、ミスト設備等も積極的に活用すること。

○生命維持に不可欠な水道、電力等のライフライン、支援活動や支援物資の物流

に不可欠な道路、橋等のインフラの早期復旧を進めること。また九州の産業の動脈である高速道路の被災は、九州経済に大きな打撃を与える恐れがあるから、その復旧に速やかに着手すること。

○猛暑の中で支援活動にあたる自衛隊、援助隊、行政職員、NPO などに対する猛暑対策、活動環境の整備などに十分に配慮すること。

以上

2026 年 8 月 2 日

立憲民主党

都道府県連・総支部 御中

国会議員、総支部長、自治体議員 各位

「令和 8 年熊本地震」被災者支援の募金活動 ご協力のお願い

幹事長 田名部匡代
国民運動局長 田島麻衣子

日頃のご活動に心より敬意を表します。

7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震により、多くの方々が被災されました。亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

立憲民主党では、発災直後から被災地と連携をして支援活動を継続していますが、このたび、被災者支援のための募金活動を行うことになりました。また、県連で集めた募金を党本部で取りまとめたいとのご要望もいただきましたので、下記の通り「募金集約口座」を開設いたしました。

都道府県連、総支部、国会議員、自治体議員の皆さまにおかれましては、ぜひ募金活動を実施していただき、お寄せいただいた募金を党本部に集約くださいますようお願い申し上げます。

<募金活動のご協力のお願い>

○募金集約方法

都道府県連、総支部等で集めた募金を 8 月 31 日（月）までに党本部の募金集約口座にお振り込みください。党本部から一括して募金先に届けます。

○募金集約口座

銀行・支店名 リそな銀行・参議院支店（店番 329）

口座科目 普通預金

口座番号 0068919

口座名 立憲民主党募金口座 リッケンミンシュトウボキンコウザ

（振込手数料は集めた募金から拠出せず振込人負担でお願いします）

○募金集約口座にお振込みいただきましたら下記フォームにてご連絡ください

（都道府県連名・総支部名、金額、担当者、連絡先）

<https://forms.gle/NxBVXuWNsoYjt17z7>

○募金先 調整中（支援機関が義援金の受付体制を整備中ですので決まり次第ご連絡いたします）

※これまでに都道府県連に配布した「募金活動中」のぼり旗をご活用ください（募金箱は各自でご用意ください）。

※2,000 円以上の寄付は所得税の寄付控除の対象になりますが、党では寄付金控除の手続きを行いませんので、控除手続きを希望される方には、寄付控除手続きが可能な団体に直接寄付するようご案内ください。

※都道府県連や総支部等の判断で、党本部に集約せずに、直接、募金団体にお届けいただいても差支えございません。

以上

立憲民主党青年局「短期インターンシップ」企画（案）

1. 趣旨

本年 5 月 30 日に開催した青年局全国大会において、多数の参加者より要望があり、「党としてのインターンシップ制度の検討」が青年局の活動方針として採択された。その後も、毎月 1 回行われている「青年局定例ミーティング」においても、インターンの受け入れの要望が多く寄せられた。これら多くの若者の声を受けて、青年局として、党内の他部局や各級議員とも連携をして、インターンシップの受け入れを開始する。

2. 目的

- （１）若者の政治参加の端緒を開くとともに、政治活動を体験していただくことにより、さらに深く立憲民主党の理念や政策を理解していただく。
- （２）政治家、秘書、政党職員等の政治関係の職業に興味がある方々にとって、政治の道に進むことがより現実的な選択肢となるように、政治の現場で経験を積んでいただく。
- （３）本人の希望があれば、地方自治体選挙や国政選挙への立候補も視野に入れて、候補者育成と擁立をめざす。

3. 対象

大学生・大学院生・専門学校生などの学生及び 16 歳から 29 歳までの方

4. 期間

2026 年 8 月～9 月の間で 3 日間を想定（選考日程は熊本地震の対応等を勘案して別途作成）

5. 応募要領及び選考方法

応募書類：履歴書、インターンシップを希望する理由（500 文字以内）

選考方法：書類選考及び Zoom 面接

6. インターンの業務内容案

- （１）立憲民主党の理念や政策を理解する（国会議員や自治体議員の講演及び質疑）
- （２）国会議員や自治体議員とマッチングして事務所での実地研修
- （３）党本部の各部局の職務を経験する（インターンが選択する）
- （４）法案対応のケーススタディ（世間的に問題となった法案対応の背景説明）
- （５）憲法、政治学（選挙制度、政党史）、法令遵守（公職選挙法）などの基礎学習
- （６）グループワークによる政策立案、広報戦略、選挙戦略の作成

7. インターン日程

党本部のインターンは 1～2 週間に 1 回、計 3 日間の日程で実施する

（議員事務所のインターン日程は、各事務所と相談をして決める）

第 1 日目 入校式、国会議員や自治体議員の講演及び質疑、議員とのマッチング

第 2 日目 各種座学及び党本部業務経験等

第 3 日目 各種座学、グループワーク、修了式

■ 選挙結果報告（議会議員）

No.	告示日	投票日	選挙名	定数	公認 推薦	党籍	候補者氏名	候補者氏名ふりがな	性別	年齢	現元新	代表的肩書	結果
1	2026/07/19	2026/07/26	常陸太田市議選（茨城）	16	公認	有	渡辺 博則	わたなべ ひろのり	男	39	新人	党茨城県連職員	当選
2	2026/07/19	2026/07/26	知立市議選（愛知）	20	公認	有	神谷 文明	かみや ふみあき	男	63	現4	知立市議会議員	当選

■ 推薦決定報告（議会議員）

No.	告示日	投票日	選挙名	定数	公認 推薦	党籍	候補者氏名	候補者氏名ふりがな	性別	年齢	現元新	代表的肩書	結果
1	2026/09/13	2026/09/20	館林市議選（群馬）	18	推薦	有	斉藤 貢一	さいとう こういち	男	70	現4	館林市議会議員	

■ 一般市区町村議会議員選挙 公認 候補者一覧

No.	都道府県	議会名	定数	候補者氏名	読み仮名	性別	年齢	現元新	期数	代表的な肩書 / 役職
1	北海道	小樽市	25	面野 大輔	おもの だいすけ	男	45	現	3	小樽市議会議員
2	北海道	小樽市	25	高橋 龍	たかはし りゅう	男	43	現	3	小樽市議会議員
3	北海道	小樽市	25	下兼 薫	しもがね かおる	女	66	現	1	小樽市議会議員
4	北海道	小樽市	25	安本 一彦	やすもと かずひこ	男	45	新		立憲民主党北海道小樽支部 政策局長
5	北海道	小樽市	25	船木 悠平	ふなき ゆうへい	男	36	新		立憲民主党北海道小樽支部 青年局長
6	北海道	室蘭市	18	伊藤 勉	いとう つとむ	男	45	現	1	室蘭市議会議員
7	北海道	岩見沢市	22	坂井 照美	さかい てるみ	女	64	現	1	岩見沢市議会議員
8	北海道	滝川市	16	柴田 文男	しばた ふみお	男	67	現	6	滝川市議会議員
9	北海道	恵庭市	21	武藤 光一	むとう こういち	男	77	現	3	恵庭市議会議員
10	北海道	伊達市	16	佐藤 匡則	さとう まさのり	男	54	現	3	伊達市議会議員
11	北海道	北広島市	22	佐藤 敏男	さとう としお	男	79	現	5	北広島市議会議員
12	北海道	北広島市	22	小田島 雅博	おだじま まさひろ	男	71	現	3	北広島市議会議員
13	北海道	北広島市	22	桜井 芳信	さくらい よしのぶ	男	69	現	2	北広島市議会議員
14	北海道	虻田郡倶知安町	16	小川 不朽	おがわ ふきゅう	男	72	現	3	倶知安町議会議員
15	北海道	浦河郡浦河町	14	飯田 美和子	いいだ みわこ	女	59	現	4	浦河町議会議員
16	北海道	浦河郡浦河町	14	久保田 誠悦	くぼた せいえつ	男	73	現	2	浦河町議会議員
17	埼玉県	越谷市	32	土屋 来夢	つちや らいむ	女	32	現	1	越谷市議会議員
18	大阪府	枚方市	32	野村 生代	のむら いくよ	女	68	現	6	枚方市議会議員
19	大阪府	八尾市	26	西川 あり	にしかわ あり	女	64	現	2	八尾市議会議員

一般市区町村議選

【公認】 現職	17	女性	6	
元職	0	男性	13	
新人	2	合計	19	

【公認合計】 現職	63	女性	14	※ 女性比率 20.29%
元職	0	男性	55	
新人	6	合計	69	

■ 一般市区町村議会議員選挙 推薦 候補者一覧

No.	都道府県	議会名	定数	候補者氏名	読み仮名	性別	年齢	現元新	期数	代表的な肩書 / 役職
1	北海道	室蘭市	18	高橋 直美	たかはし なおみ	女	61	現	4	室蘭市議会議員
2	北海道	北広島市	22	坂本 覚	さかもと さとる	男	56	現	3	北広島市議会議員
3	大阪府	高槻市	34	森本 信之	もりもと のぶゆき	男	49	現	3	高槻市議会議員

2026 年 三党合同政調審議会 一任案件の結果報告

7月15日（水）に開催した第23回「三党合同政調審議会」（持ち回り）において、「三党政務調査会長に一任」となっていた下記の案件について、以下の通り決定した。

一任案件

- 国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案

→以上1法案について、反対することに決した。

以 上

221 特別国会における
立憲民主党の内閣提出法案等への賛否結果、提出議員立法の結果について

2026 年 7 月 27 日現在
立憲民主党政務調査会

	成立	賛成	反対	賛成率
予算	8(本3、暫 3、補2)	3 (暫3)	5 (本3、補2)	37.5%
閣法	64	55	9※	85.9%
閣法(継続)	0	0	0	0%
条約	12	12	0	100%
合計	84	70	14	83.3%
衆法	14	12	2※	85.7%
合計	98	82	16	83.7%
	提出本数	成立	うち委員長提案	
立憲議員立法	6※	0	0	
立憲議員立法 (継続)	0	0	0	
立憲修正案	7※	0	0	

※立憲民主党が提出した議員立法の内訳 6 本【衆議院 0 本、参議院 6 本】

★三党(立憲・中道・公明)で審査した衆法は 16 本

★立憲民主党が提出した参法: 児童扶養手当「所得制限の壁」引上げ法案、主要農作物種子確保法案、被選挙権年齢引下げ法案、障がい児福祉に係る所得制限撤廃法案、空襲被害者救済法案、水俣病被害者救済新法案

※立憲民主党が提出した修正案の内訳 7 本【衆議院 0 本、参議院 7 本】

★立憲民主党が提出した修正案: 公債発行特例法改正案に対する修正案、所得税法等改正案に対する修正案、国家情報会議設置法案に対する修正案、健康保険法等改正案に対する修正案、個人情報保護法改正案に対する修正案、刑事訴訟法改正案に対する修正案、皇室典範等改正案に対する修正案

※反対した閣法: 特例公債法改正案、所得税法等改正案、入管法改正案、国家情報会議設置法案、健康保険法等改正案、個人情報保護法改正案、主要食糧法改正案、刑事訴訟法改正案、皇室典範等改正案

※反対した衆法: 国旗損壊罪法案、副首都法案

以上

【立憲民主党が提出した議員立法】

・児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案（児童扶養手当「所得制限の壁」引上げ法案）（立・公）

所得による児童扶養手当の支給の制限により児童扶養手当の支給を受ける者の就労の抑制が生じていること、物価の高騰等により受給者の家庭が経済的に困難な状況に直面していること等に鑑み、受給資格者の就労を促進するため、児童扶養手当の支給の制限を緩和するために必要な措置について定めるとともに、児童扶養手当の増額を図る。

・主要農作物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（主要農作物種子確保法案）（立・国・公・参・共）

食料自給率の向上に資する観点から、主要農作物の優良な品種を確保する必要性が高まっていることを踏まえ、その育成の主たる担い手となっている公的試験研究機関における主要農作物の新品種の育成が継続的かつ安定的に行われることが重要であることに鑑み、主要農作物の優良な品種の確保を図り、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資するため、公的新品種育成の促進等に関し、基本方針の策定その他の必要な事項を定める。

・公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（被選挙権年齢引下げ法案）（立）

公職選挙法上の公職の被選挙権を有する者となる年齢について、成年者に被選挙権を付与するとの考え方を基本としつつ各公職の特質等をも勘案して定められるべきものであるとの認識の下、衆議院議員及び普通地方公共団体の議会の議員については満十八年に、参議院議員及び普通地方公共団体の長については満二十三年に、それぞれ引き下げる。

・特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（障がい児福祉に係る所得制限撤廃法案）（立・公）

親の所得制限によって障がい児への支援に差がある不公平な仕組みが生まれていることに鑑み、障がい児を養育する家庭への支援を充実させて福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の所得制限を撤廃するとともに、障がい児の福祉増進を図るための制度における給付について、障がい児や保護者の経済的負担を軽減するための措置を講じる。

・特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案（空襲被害者救済法案）（立・国・公・共・れ・み・社・沖）

今次の大戦による本邦における空襲その他の災害によりその心身に障害や傷跡を受けた者が、長年にわたり多大な労苦を余儀なくされてきたことに鑑み、特定空襲等被害者に対する一時金の支給に関し必要な事項を定めるとともに、空襲等による被害の実態に関する調査及び平和を祈念するための事業について定める。

・国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案（水俣病被害者救済新法案）（立・共・れ・沖・社）

水俣病関西訴訟最高裁判所判決において水俣病の被害の拡大を防止できなかったことについて国の責任が認められたことを受けて、国が全ての水俣病の被害者の救済を図るべきであったにもかかわらず、その後制定された水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法による救済も十分なものではなかったため、救済されるべき者がなお取り残されていることに鑑み、国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けて、給付金等の支給に係る制度を創設するために必要な基本的事項を定める。

【立憲民主党が提出した修正案】

・財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案（立・公・参）

令和8年度から令和12年度の5年間特例公債の発行を可能とする政府提出の特例公債法案に対し、財政への責任及び市場への信認を明確に示すため、授權期間を複数年度とするのではなく、以前のように単年度ごとに国会の承認が必要とする。

・所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案（立・公・参）

被災地の復興のために課することとした復興特別所得税を、防衛力強化という目的も性質も全く異なる防衛特別所得税に付け替えようとするのは、極めて不相当であり、防衛特別法人税の創設とたばこ税の見直しにより1兆円を超える収入が見込まれていることから、防衛特別所得税の創設（防衛増税）を凍結する。

・国家情報会議設置法案に対する修正案（立）

省庁横断的なインテリジェンス機能を強化するための司令塔組織を設置する点については賛同できるものの、本来これと同時に提案されるべき民主的統制のための措置や、日本国憲法が保障する基本的人権の不当な侵害の防止、政治的中立性の確保のための措置等が講じられていないことから、国家情報会議及び国家情報局を設置する前提として、個人情報やプライバシーの保護に必要な歯止めとなる措置を講じるなど、国民の懸念を払拭するために必要な修正を行う。

・健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案（立・公）

①高額療養費については、政令を定めるに当たっての考慮事項等の追加（高額療養費制度が医療保険制度において中核的な役割を果たすこと等）、詳細な実態調査を行い、患者等の意見を聴いた上での抜本的改革の実施等、②OTC類似薬の追加負担については、対象薬剤を判断する観点の追加等を規定する。

・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案（立・公・沖）

人工知能（AI）開発やビッグデータへの活用を含む「統計作成等」を目的とすれば、本人の同意なく、公開されている病歴や犯罪歴などの要配慮個人情報の取得や、個人データ等を第三者である事業者を提供することを可能とする、いわゆる「統計特例」を設けることについて、要配慮個人情報を対象から除くとともに、第三者が個人関連情報を要配慮個人情報として取得することが想定される場合は、対象外とする。

・刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案（立・公）

証拠の一覧表の提供命令に係る規定の追加、再審の請求理由との関連性を要件としない職権による証拠の提出命令及び開示命令に係る規定の追加、証拠の複製等の目的外使用の禁止に係る規定の削除及び裁判所による証拠の複製等の使用目的の制限その他適当と認める条件の付与に係る規定の追加、再審開始の決定に対する検察官の不服申立ての禁止、検討条項の追加。

・皇室典範等の一部を改正する法律案に対する修正案（立）

①皇族の養子に関する事項に係る皇室典範の改正規定を削る。②女性皇族婚姻後の配偶者と子の身分についての検討を加え、施行期日を「公布の日から起算して3月を経過した日」から「公布の日から起算して1年を経過した日」に改め、附則第6条の見直し規定のうち、同条第1項の規定により検討が加えられるに当たって、皇族の数の確保の状況等を勘案し、必要があると認められるときは30年ごとに見直しが行われるものとする旨の規定を削る。

【立憲民主党が反対した内閣提出法案】

・財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（特例公債法改正案）

（反対理由）

我が国の財政は、債務残高対GDP比が200%を超過するなど、かねてより厳しい状況にあることに加えて、高市政権が掲げる「責任ある積極財政」により、市場の信認が揺らぎ、急速な円安や金利上昇が進行する事態を招くなど、深刻さを増している。こうした状況に鑑みれば、特例公債の発行期間は、複数年度とするのではなく、以前のように1年間とし、毎年の国会審議を経た上で政府に発行権限を授与するものとする方が、財政民主主義、あるいは市場の信認維持の観点から妥当である。

・所得税法等の一部を改正する法律案

（反対理由）

既に決定された防衛特別法人税の創設とたばこ税の増税により、税制措置で賄うことを予定していた防衛財源（1兆円強）は確保できる見込みであることに鑑みれば、現在の厳しい経済状況で国民に新たな負担を求める合理的根拠はもはや存在しない。

・出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案（入管法改正案）

（反対理由）

電子渡航承認制度（JESTA）創設は評価する声がある一方、在留許可手数料の引き上げについては、①引き上げ額に関する積算根拠が不明で応益的要素が明らかになっていない、当事者の意見を聞く仕組みがない、②外国籍の生活基盤を直撃しはしないかなど、懸念や疑義がある。

・国家情報会議設置法案

（反対理由）

緊迫する国際情勢においてインテリジェンス機能を強化することは必要であるが、既存のインテリジェンス機関を格上げしてより多くの情報を収集しようとする一方で、民主的統制のための独立機関の設置検討や、日本国憲法が保障する基本的人権の不当な侵害の防止、政治的中立性の確保のための措置等が欠けている。

・健康保険法等の一部を改正する法律案

（反対理由）

高額療養費について、長期療養者への一定の配慮を規定しているものの、政府は2段階で高額療養費の自己負担限度額を引き上げることを予定しており、患者負担が現行より増加すること等が想定されている。また、市販薬（OTC医薬品）との代替性が特に高い薬剤（OTC類似薬）について患者に追加負担を求める規定が盛り込まれており、受診抑制につながる事等が懸念される。立憲民主党は法案の問題について改善等を図るための附帯決議を勝ち取ったものの、公明党と共同で提出した修正案が否決され、国民が安心して適切な医療を受け続けられる環境が担保されないため、反対した。

・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

（反対理由）

法案第二章第二節の「生産者による需要に応じた生産」等の文言には、需給調整の責任や不作・過剰時のリスクを生産者のみに負わせることが懸念される。

・個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案

(反対理由)

いわゆる「統計特例」によって、人種、信条、社会的身分、病歴、障害、犯罪歴、犯罪被害などの、他人に知られたくない機微な情報を本人の同意なく提供することができるようになる。一方、新設される「課徴金制度」の金額や範囲が限定的であり、事業者に対する抑止効果に疑問が残る。団体による差止請求制度及び被害回復制度が見送られている。

・刑事訴訟法の一部を改正する法律案

(反対理由)

えん罪の被害者らを確実に救済できる内容になっておらず、迅速に救済できる内容にもなっていない。「証拠提出命令」は、再審請求理由と関連する証拠という極めて限定的な範囲であって、かえって証拠が出てこない懸念がある。「証拠の目的外使用の全面禁止」は、国民の知る権利を損なうとともに、再審請求者や弁護士への萎縮効果が生まれる。「幅広い証拠開示」が義務化されておらず、「検察官抗告」も引き延ばしに使われる可能性がある。

・皇室典範等の一部を改正する法律案

(反対理由)

女性皇族の婚姻後の配偶者・子を皇族としない案は不自然であり、家族一体で活動できるようにすべきである。宗系紊乱を招きかねないとして禁止されてきた養子禁止の伝統に例外を設ける規定は認められない。総意というのであれば、女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持に限り迅速に行うべきである。安定的な皇位継承の本質論がたなざらしになっており、新たな全体会議で充実した審議を行った上で結論を出すべきである。

【立憲民主党が反対した議員立法】

・国旗の損壊等の処罰に関する法律案

(反対理由)

国旗を大切に思う感情は尊重されるべきである。しかし、この感情を保護する手段として罰則を用いると、政府への抗議を含む国旗を用いた表現行為への萎縮効果をもたらし、自由や人権保障が大きく後退する。また、「不快」や「嫌悪」という主観的で曖昧な感情を犯罪の要件としており、罪刑法定主義の原則にも反する。刑罰という国家権力を背景に、国民に特定の思想や信条、国旗への敬意を求めるような社会は、立憲民主党のめざす社会とは異なる。

・国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案（副首都法案）

(反対理由)

自然災害に備えた国家の統治機能の継続性や東京一極集中の解消は必要であるが、「大阪の、大阪による、大阪のための」法案であり、「大阪都構想」ありきの維新の党利党略でしかない。代替機能とすべき「副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性」の内容が明確にされていない。南海トラフ地震を想定しないなど「災害時のバックアップ機能の実効性」が不十分である。多極分散どころか「ミニ東京」への重点投資になりかねず、東京一極集中の解消につながるかは不透明である。巨額の財政負担の懸念があるが必要な経費・予算も明らかにされていない。附則で特別区を設ける副首都の「都」への名称変更

を抱き合わせで可能としていることは、地方自治法および憲法違反の疑義が払拭できない。特別区の設置の住民投票期間と議員及び長の選挙期間とが重複し、公正を害する懸念がある。

2026年8月5日

組織委員会

第158回常任幹事会提出資料

<組織委員長>

[承認事項]

1 衆議院小選挙区暫定総支部の設立について

○衆議院小選挙区暫定総支部 6支部

総支部	代表者	役職等
東京都第2区総支部	川名 雄児	東京都連会長（武蔵野市議会議員）
東京都第3区総支部	川名 雄児	東京都連会長（武蔵野市議会議員）
東京都第8区総支部	川名 雄児	東京都連会長（武蔵野市議会議員）
東京都第9区総支部	川名 雄児	東京都連会長（武蔵野市議会議員）
東京都第10区総支部	川名 雄児	東京都連会長（武蔵野市議会議員）
東京都第15区総支部	川名 雄児	東京都連会長（武蔵野市議会議員）

〈選挙対策委員長〉

（協議・議決事項）

1. 2027年統一地方自治体選挙に向けた候補者の公認・推薦について
道府県議会議員選挙（別紙参照）
政令市議会議員選挙（別紙参照）

2. 2027年統一地方自治体選挙における候補者の推薦取消について
道府県議会議員選挙（別紙参照）

■ 道府県議会議員選挙 公認 候補者一覧

No.	議会名	選挙区	定数	候補者氏名	読み仮名	性別	年齢	現元新	期数	代表的な肩書 / 役職
1	北海道	札幌市中央区	3	田中 勝一	たなか しょういち	男	57	現	1	北海道議会議員
2	北海道	札幌市北区	4	山根 理広	やまね まさひろ	男	51	現	2	北海道議会議員
3	北海道	札幌市東区	4	淵上 綾子	ふちがみ あやこ	女	51	現	2	北海道議会議員
4	北海道	札幌市白石区	3	広田 まゆみ	ひろた まゆみ	女	62	現	5	北海道議会議員
5	北海道	札幌市厚別区	2	菅原 和忠	すがわら かずただ	男	68	現	3	北海道議会議員
6	北海道	札幌市豊平区	3	松山 丈史	まつやま たけふみ	男	52	現	4	北海道議会議員
7	北海道	札幌市清田区	2	梶谷 大志	かじや たいし	男	55	現	5	北海道議会議員
8	北海道	札幌市南区	2	畠山 みのり	はたけやま みのり	女	60	現	3	北海道議会議員
9	北海道	札幌市西区	3	武田 浩光	たけだ ひろみつ	男	66	現	2	北海道議会議員
10	北海道	札幌市手稲区	2	清水 敬弘	しみず たかひろ	男	51	現	1	北海道議会議員
11	北海道	小樽市	3	川澄 宗之介	かわすみ そうのすけ	男	53	現	2	北海道議会議員
12	北海道	帯広市	3	鈴木 仁志	すずき ひとし	男	66	現	1	北海道議会議員
13	北海道	苫小牧市	3	沖田 清志	おきた きよし	男	62	現	4	北海道議会議員
14	北海道	十勝地域	4	小泉 真志	こいずみ まさし	男	63	現	2	北海道議会議員
15	佐賀県	佐賀市	11	江口 善紀	えぐち よしのり	男	58	現	4	佐賀県議会議員

道府県議選

【公認】 現職	15	女性	3	
元職	0	男性	12	
新人	0	合計	15	

【公認合計】 現職	75	女性	25	※ 女性比率 30.12%
元職	1	男性	58	
新人	7	合計	83	

■ 道府県議会議員選挙 推薦 候補者一覧

No.	議会名	選挙区	定数	候補者氏名	読み仮名	性別	年齢	現元新	期数	代表的な肩書 / 役職
1	北海道	千歳市	2	小林 千代美	こばやし ちよみ	女	57	現	1	北海道議会議員
2	北海道	石狩地域	2	池端 英昭	いけはた ひであき	男	66	現	3	北海道議会議員

■ 道府県議会議員選挙 推薦取消

No.	議会名	選挙区	定数	候補者氏名	読み仮名	性別	年齢	現元新	期数	代表的な肩書 / 役職
1	秋田県	秋田市	12	福田 博之	ふくた ひろゆき	男	42	現	1	秋田県議会議員

■ 政令市議会議員選挙 公認 候補者一覧

No.	議会名	選挙区	定数	候補者氏名	読み仮名	性別	年齢	現元新	期数	代表的な肩書 / 役職
1	札幌市	中央区	8	村上 裕子	むらかみ ゆうこ	女	70	現	4	札幌市議会議員
2	札幌市	中央区	8	竹内 有美	たけのうち ゆみ	女	59	現	2	札幌市議会議員
3	札幌市	北区	10	林 清治	はやし せいじ	男	64	現	4	札幌市議会議員
4	札幌市	白石区	7	漆原 直子	うるしはら なおこ	女	59	現	2	札幌市議会議員
5	札幌市	白石区	7	篠原 堇	しのはら すみれ	女	42	現	1	札幌市議会議員
6	札幌市	厚別区	5	松原 淳二	まつばら じゅんじ	男	54	現	3	札幌市議会議員
7	札幌市	豊平区	7	迫田 知行	さこた ともゆき	男	47	新		元JP労組北海道地方本部書記次長
8	札幌市	清田区	5	恩村 健太郎	おんむら けんたろう	男	39	現	2	札幌市議会議員
9	札幌市	南区	5	碧 ひろみ	あおい ひろみ	女	55	現	2	札幌市議会議員
10	札幌市	西区	7	中村 剛	なかむら たけし	男	56	現	4	札幌市議会議員
11	札幌市	西区	7	定森 光	さだもり ひかる	男	39	現	1	札幌市議会議員
12	札幌市	手稲区	5	福士 勝	ふくし かつ	男	77	現	9	札幌市議会議員
13	札幌市	手稲区	5	松尾 里沙	まつお りさ	女	49	新		立憲民主党ていね支部副代表
14	京都市	右京区	9	池田 智子	いけだ さとこ	女	42	新		移動型地域食堂 地域まるごと大家族 代表

政令市議選

【公認】 現職	11	女性	7	
元職	0	男性	7	
新人	3	合計	14	

【公認合計】 現職	57	女性	31	※ 女性比率 45.59%
元職	2	男性	37	
新人	9	合計	68	

■ 政令市議会議員選挙 推薦 候補者一覧

No.	議会名	選挙区	定数	候補者氏名	読み仮名	性別	年齢	現元新	期数	代表的な肩書 / 役職
1	堺市	南区	8	小堀 清次	こぼり せいじ	男	48	現	5	堺市議会議員